



平成 26 年 6 月 23 日

各 位

会社名	株式会社宇徳
代表者名	取締役社長 外園 賢治
(コード番号	9358 東証第 1 部)
問合せ先	人事総務部長 渡邊 敏美
(TEL	03-5769-3792)

訴状却下決定に対する異議申立てに関するお知らせ

当社は、マレーシアのクアラルンプール高等裁判所において、Hot-Can SDN.BHD(以下「HC 社」といいます。)より訴訟の提起を受け、その後訴状却下決定が出された件につき平成 26 年 6 月 13 日に開示いたしましたが、HC 社より下記のとおり異議申立て(以下「本申立て」といいます。)が行なわれたとの連絡が、当社のマレーシアにおける代理人弁護士からありましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

既に会社清算済である弊社のマレーシア子会社(UTOC ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.) (以下「UTOC(M)」といいます。)が HC 社に対して負う損害賠償債務と同一の義務の履行を当社に求めたもの。

詳細については平成 26 年 6 月 13 日に開示済

2. 申立ての内容

(1) 申立てがされた日

2014 年 6 月 13 日(マレーシア高等裁判所が申立てを受領した日)

(2) 不服を申立てた者の概要

- ①名 称 Hot-Can SDN.BHD
- ②所 在 地 No.8 Jalan Satu System Industrial Lot, Balakong 43200, Cheras Selangor, Malaysia
- ③代表者の役職・氏名 Director Kenneth Warren Kolb

(3) 申立ての内容

法人格否認の法理に基づき、当社に対し、既に清算し解散済のマレーシア子会社 UTOC(M) が HC 社に対して負う損害賠償債務と同一の義務の履行を求める訴状が、マレーシア・クアラルンプール高等裁判所において 2014 年 6 月 10 日に却下されたことに対する異議申立て。

理由については、本申立てに係る理由書が未提出のため不明。

3. 今後の見通し

弊社の主張はすでにマレーシア・クアラルンプール高等裁判所において認められておりますが、本申立てにつきましても、理由書が提出される予定であり、それを受けて弊社も反論行なう等裁判所手続きに適正に関与していく予定であります。

なお、当社の業績予想に変更はございません。

以 上